

- 届出用紙は **4枚複写式**です。必要箇所にもれなく**鮮明にお届印を押印**(訂正印もお届印を使用)し、**添付書類とともに提出**してください。
* 日本生命保険は届出印制度廃止により認印の押印で可。ただし、改姓及び1,000万円以上の支払いには、本人確認書類(運転免許証、パスポート等の写し)の添付が必要です。
- **毎月15日(休日の場合は前営業日)までに提出**された不備ない届出に基づき、**変更は翌月から、解約は同月中**です。積立金は金融機関の規定日に送金します。
***退職者の解約に注意!** 解約は、その月の積立後となります。**退職日が積立日より前の場合は積立中止が必要です。解約届が提出済みの場合も必ず共済会へご連絡**ください。
- 積立金等の送金は、**本人名義口座を指定**してください。また、送金先によっては振込手数料がかかる場合があります。
- 住民票・建物の登記事項証明書・印鑑証明書等の添付書類は、**取扱月の25日現在で発効日から3ヶ月以内が有効**です。

手続項目	留意点	提出書類【写】はコピー可
(1) 住宅取得払出し(解約)	<ul style="list-style-type: none"> ● 取得等の日から1年以内の自己所有かつ自己の居住する、延床面積50㎡以上の住宅であること。 ※共有名義の場合は、工事費用を持分に応じて按分する。 ● 中古住宅を購入の場合、築後20年(耐火構造25年)以内の物件であること。 ※「耐震基準適合証明書」が提出できる住宅は、築後要件を問わない。 ● ①は、契約者本人の住宅であり、所在地・延床面積・取得年月日・取得費用・契約者名・甲乙両方の署名捺印・築年数(中古のみ)・印紙等の必要事項が確認できること。 ● 登録住所から転居する場合は、住所変更届の提出も必要となる。 	<p>◆解約・払出請求書[様式3]</p> <p>①工事請負契約書(新築)または 売買契約書(購入)【写】</p> <p>②住民票(新住所)【写】</p> <p>③建物の登記事項証明書【写】</p> <p>④財形証書(生命保険契約の場合) *三菱UFJ・三井住友信託・第一生命は 住民票のみ原本を添付。</p>
(2) 増改築等払出し	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事完了日から1年以内の自己所有かつ自己の居住する住宅の増改築で、増改築後の延床面積が50㎡以上、工事に要する費用が75万円超であること。 ● 工事部分に居住用以外の部分がある場合、居住用にかかる費用が工事費用全体の2分の1以上であること。 ※工事費用が75万円超、100万円以下の場合に限り、⑤～⑦の書類を施工業者による証明「増改築等工事完了届(厚生労働省の様式)」に替えることもできる。 	<p>◆解約・払出請求書[様式3]</p> <p>(1)の①～④に加え、⑤～⑦のいずれか</p> <p>⑤建築物の確認済証【写】* 所定機関の証明</p> <p>⑥検査済証【写】* 所定機関の証明</p> <p>⑦増改築等工事証明書【写】 * ⑦は国土交通省の様式による建築士の証明。</p>
(3) 住宅取得前・増改築前一部払出し	<ul style="list-style-type: none"> ● 取得前(引渡前)に、貯蓄残高の9割を払出しする。 ※一部払出し後も積立は継続する。 ● 一部払出しから2年以内かつ住宅取得(工事完了)から1年以内に、未提出の添付書類を提出して、残りの積立金を払出し(解約)する。 ● 目的外の一部払出しはできない。 	<p>◆解約・払出請求書[様式3]</p> <p>①工事請負(または売買)契約書【写】 *一部払出後、残金の払出し時(解約)に 未提出の確認書類を提出。</p>
(4) 目的外払出し(解約)	<ul style="list-style-type: none"> ● 全額解約扱いとなり、解約日以後支払われる利子等に対して分離課税を適用し、過去5年間に遡り非課税で支払われた利子等の累計額に追徴課税する。 ※ただし、生命保険契約の財形年金は、一時所得課税となる。 	<p>◆解約・払出請求書[様式3]</p> <p>④財形証書(生命保険契約の場合)</p>
(5) 住所・氏名・非課税限度額・お届印の変更、中断、再開	<ul style="list-style-type: none"> ● 生命保険契約の氏名変更の場合は、事実確認書類を添付する。 ● お届印の紛失による変更は、全箇所にもれなく新お届印を押印する。 ● 生命保険契約のお届印紛失の場合は、印鑑証明書の印を押印する。 ● 財形年金・財形住宅両方の加入者の限度額変更は、変更申込書の「非課税申告書」の最高限度額欄も記入が必要となる。 ● 中断(取扱規程第12条該当等)は、2年以内で、再開には手続きが必要となる。 ★育児休業による中断は、所定の手続きにより子が3歳になるまで延長できる。 ● 住所・氏名変更は、個人番号を記入するため本人による直接手続きとなる。 	<p>◇変更申込書[様式2]</p> <p>⑨運転免許証等【写】 (※生命保険契約の氏名変更の場合)</p> <p>⑩印鑑証明書 (※生命保険契約のお届印紛失の場合)</p> <p>★育児休業をする者の財産形成非課税貯蓄継続適用申告書</p> <p>≪住所・氏名変更の提示書類≫ 個人番号カード、通知カード、個人番号の記載された住民票または住民票記載事項証明書及び運転免許証等</p>

*ご不明な点は、名古屋鉄道グループ財形貯蓄会(名古屋鉄道共済会貯蓄担当) 鉄電/92-6460、NTT/052-882-1990へお問い合わせください。